

議第54号 呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の背景及び趣旨

特別休暇は、負傷又は疾病、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に取得できる職員の休暇のうちの一つですが、全て有給（給与の減額をしないことをいいます。以下同じ。）としています。

呉市上下水道局就業規程（昭和28年水道局規程第12号。以下「規程」といいます。）において、生理日において勤務することが著しく困難である場合に取得できる特別休暇（以下「生理休暇」といいます。）の期間の上限は2日としていますが、この上限を撤廃するとともに、2日を超えて取得する場合は、当該超える部分が無給（給与の減額をすることをいいます。以下同じ。）の特別休暇とするよう見直しを行い、これに係る規定の整備をするものです。

2 改正の内容

特別休暇の取得については、任命権者の承認を受けなければなりません。呉市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第51号）第16条の規定により、「勤務をしないことにつき特に承認があった場合は有給となり、特別休暇は対象となる期間が全て有給となっていることから、特別休暇の一部について無給とするための規定を整備します。

3 生理休暇の改正内容（規程を改正する予定）

次のとおり、生理休暇の上限を撤廃するとともに、30分単位での取得を可能とします。

	現 行	改正案
取得期間	<u>2日を超えない範囲内において</u> その都度必要と認める期間	その都度必要と認める期間
有 給	2日	2日 <u>（2日を超える部分は無給）</u>
取得単位	1日	1日 <u>又は30分</u>

4 施行期日

令和3年4月1日